

■ 自宅外通学証明書類について

| 賃貸借契約の契約者 | | 提出書類（証明書） |
|--|---|---|
| 奨学生本人名義で賃貸借契約を行っている場合 *1 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 奨学生本人に係るアパート等の「賃貸借契約書」のコピー （物件名・物件所在地・賃料・契約期間・契約日・契約者双方の署名捺印欄等、令和5年4月時点の本人の居住が明確に判別できるもの） |
| 奨学生本人以外の名義で賃貸借契約を行っている場合 （裏面の注意点も必ずご確認ください） | 賃貸借契約書に入居者欄があり、本人1人が居住していることが分かる場合 *2 | <ul style="list-style-type: none"> ● 入居者欄に本人氏名が記載された「賃貸借契約書」のコピー ※注意点あり、裏面参照 （物件名・物件所在地・賃料・契約期間・本人氏名が記載された入居者欄・契約日・契約者双方の署名捺印欄等、令和5年4月時点の本人の居住が明確に判別できるもの） |
| | 賃貸借契約書に入居者欄がなく、本人が居住していることが不明な場合 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「賃貸借契約書」のコピー （物件名・物件所在地・賃料・契約期間・契約日・契約者双方の署名捺印欄等） <li style="text-align: center;">+ ● 「本人の居住証明書」（コピー可） …「本人の居住証明書」は貸主や契約業者に作成を依頼してください。 ※居住証明書は、物件名・物件所在地・契約期間・入居者氏名（奨学生本人）等の記載があり、証明者として貸主や契約業者の記名捺印があるもの <p style="color: red;">※居住証明書の代わりに住民票をご提出いただくことはできません。</p> |

*1：奨学生本人（学生）が賃借人（または借主）として賃貸借契約を締結している場合

*2：賃貸借契約書の書面に、奨学生本人の氏名が居住者（入居者）として記載してある場合

※あくまで賃貸借契約書の書面上に記載があること。

下記①～②の書類は、表紙に『賃貸借契約書』と記載された書類一式に綴じ込んであり、入居者として奨学生本人氏名が印字されている場合でも、証明書類として認められません。

①重要事項証明書

②定期借家契約についての説明欄

※居住証明書の提出が困難な場合は、入居申込書や火災保険等の保険契約申込書のコピー（入居者欄に生計維持者の記載がないものに限る）に代えることが可能

（裏面もご確認ください）

*2の提出書類の注意点

賃貸借契約書に奨学生本人の氏名が、居住者（入居者）として記載がある場合でも、生計維持者との別居（単独での居住）が確認できないとして、日本学生支援機構の審査が通らないことがあります。

以下、該当する例です。

例) 保護者または奨学生本人以外が「乙（賃借人）」で、入居者欄に「乙を含む全員」と記載がある

頭書 入居者（乙を含む全員）

| 入居者一覧 | 氏名 | 年齢 | 続柄 | 通学先 | 連絡先 |
|-------|-------|------|----|--------|-----|
| | 県大 太郎 | 18 歳 | 子供 | 熊本県立大学 | |
| | | | | | |

この場合、提出書類として居住証明書※を契約業者へ依頼していただくことがあります。居住証明書の発行には手数料がかかることがありますので、あらかじめ契約業者へご確認をお願いいたします。

※ [提出書類] の2. 「居住証明書」をご活用ください。